

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加藤 一邦

鯖江市監査委員 石川 修

公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象 (1)公の施設 鯖江市民活動交流センター
(2)指定管理者 特定非営利活動法人 さばえNPOサポート
(3)施設の所管課 総務部市民活躍課
- 3 監査の期日 調査期間 令和5年8月17日から令和5年8月29日まで
監査委員による監査期日 令和5年8月29日(火)
- 4 監査の範囲 令和4年度に執行された公の施設の管理に係る出納およびその他の事務の執行状況
- 5 監査の方法 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。
監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。

② 会議室等利用団体数

(単位：件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4	68	74	99	81	91	91	230	72	65	52	89	106	1,118
令和5	94	93	111	114	—	—	—	—	—	—	—	—	412

※令和5年度の数值は、令和5年7月末現在

4 収支決算書

〔収入〕

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
施設運営収入	848,000	961,327	
利用料金収入	600,000	661,700	
その他	248,000	299,627	印刷機、ロッカー等使用料
自主事業収入	0	22,900	備品貸出
指定管理料	14,720,000	14,720,000	
収入合計 ①	15,568,000	15,704,227	

〔支出〕

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
管理運営費用	14,953,000	15,716,867	
人件費	5,612,000	5,925,281	職員、労務員、夜間・休日管理人
消耗品費	984,000	627,126	事務用品、清掃用品等
燃料費	30,000	41,205	灯油代
印刷製本費	15,000	16,587	
光熱水費	4,040,000	5,064,613	水道料、電気料
修繕費	300,000	110,280	
通信運搬費	376,000	244,653	電話料、郵便代
保険料	15,000	14,370	賠償責任保険
委託料	3,241,000	3,158,989	警備保障、消防設備点検、市民活動推進業務等
使用料・賃借料	330,000	497,276	コピー機、放送受信料等
その他	10,000	16,487	
自主事業経費	205,000	141,692	市民団体向け講座
旅費	20,000	620	
負担金	20,000	11,000	
報償費	100,000	50,000	
消耗品費	20,000	16,702	
印刷製本費	5,000	23,970	
委託料	30,000	30,000	
郵便代	10,000	9,400	
その他	410,000	713,670	
公租公課	410,000	713,670	消費税等
支出合計 ②	15,568,000	16,572,229	

収支差額 (①-②) △ 868,002

第3 監査の結果

鯖江市民活動交流センターの指定管理者の事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、事業運営は施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効率的に執行されており、重大な問題点は見受けられなかった。

なお、一部改善を要する下記の事項については、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

1 指摘事項

記載すべき事項なし

2 改善事項

(1) 施設および設備の維持管理業務について【指定管理者・所管課】

管理運営業務仕様書中、維持管理業務の仕様（蓄熱暖房器機械点検）と実際の業務内容について若干の齟齬が見られる。指定管理者は、仕様書に応じた業務を行うこと。

なお、実態に合わない業務については、所管課において仕様書の変更を検討すること。

(2) 施設維持管理計画について【指定管理者】

基本協定書の管理運営業務仕様書において、年度当初に作成を必要としている施設維持管理計画が提出されていない。仕様内容に応じて作成・提出し、計画に従って実施した点検結果、整備状況、修繕等については、記録を行い、施設維持管理計画に反映させること。

3 意見

(1) 還付基準および設備点検手順について【指定管理者】

基本協定書の管理運営業務仕様書において、利用料金を還付する場合、あらかじめ還付基準を作成し市長の承認を得ることとある。また、年度協定書の事業計画書において、設備点検手順を作成するとされている。必要に応じて作成を検討されたい。

(2) 現金管理について【指定管理者】

指定管理業務における現金収入の管理において、必要以上の額と一定期間以上の現金保管の取り扱いについては、安全性を考慮した管理方法を検討し、適正管理に努められたい。

(3) 委託契約と雇用契約の区分について【指定管理者】

市民活動推進業務委託による従事者を、法人において広報担当の従業員と位置づけしていることに疑義がある。委託契約と雇用契約を明確に区分けして管理されたい。